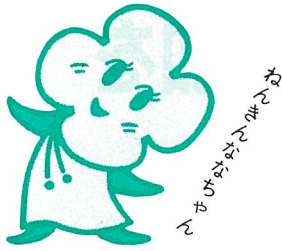


あなたの国民年金

パート 60



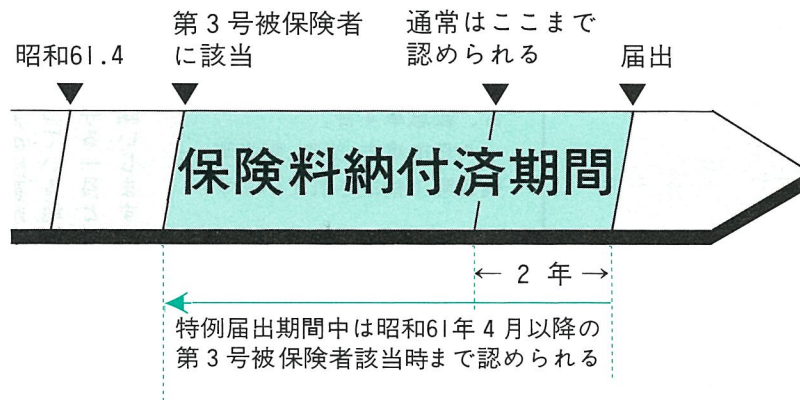
お急ぎ下さい 3号特例届



3号被保険者の届出が遅れたことで保険料が未納となっている期間、今なら届出をすることにより、昭和61年4月以降すべて納付期間として認められます。

第3号特例届出

《期間：平成9年3月31日まで》



確定申告の時期です 国民年金保険料を忘れずに

平成8年1月から12月までに納めた保険料は、全額社会保険料控除となります。平成8年1月から12月までの保険料は表のとおりとなっています。

このほか、昨年中に納めた平成7年中の保険料、追納保険料なども控除の対象となりますので、忘れずに申告して下さい。

1年分の定額保険料	145,800円
付加の1年分の保険料	150,600円
8年度前納定額保険料	144,040円
8年度付加前納保険料	148,720円

年金を納めるのが困難な方 "免除制度"があります

事故や病気により働けないなどの理由で国民年金の保険料が納められない方。



免除申請

手続き 印かんと納付書を持って、住民福祉課年金係までおいでください。
(免除された期間は、受給額が $\frac{1}{3}$ になります)

問合せ 住民福祉課年金係 ☎84-1211
内線 154

国民年金保険料は忘れずに納めましょう